



島根県報

平成30年12月11日（火）

第3,065号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定代理納付者の指定	（環境生活総務課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（ ” ）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	3

【公 告】

平成30年度島根県各種功労者の表彰	（秘 書 課）	7
-------------------	---------	---

【特定調達公告】

島根県立中央病院における超音波診断装置調達に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	9
-------------------------------------	---------	---

告 示

島根県告示第764号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ソフトバンク株式会社
東京都港区東新橋1-9-1
 - 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
島根県社会貢献活動促進基金（島根県社会貢献活動促進基金条例（平成21年島根県条例第15号）第1条の基金をいう。）に係る寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
 - 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード
 - (1) M a s t e r C a r d
 - (2) V I S A
 - 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成30年12月1日から平成31年3月31日まで
-

島根県告示第765号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市佐田町一窪田1398-26、1408-1、3572
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

島根県告示第766号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年12月11日

島根県知事 溝口 善兵衛

1(1) 区域の名称 大辻2

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
浜田市大辻町106番	1号
〃 107番	2号
〃 96番1、96番5筆界未定地	3号
浜田市高田町29番5	4号から7号まで
〃 27番2	8号

2(1) 区域の名称 原井

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次に結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
浜田市原井町949番3	1号
〃 947番1	2号
〃 947番3	3号
〃 947番5	4号
〃 2242番22	5号及び6号
〃 2242番24	7号から9号まで
〃 2242番13	10号
〃 2242番11	11号
〃 2242番15	12号
〃 2242番8	13号

3(1) 区域の名称 門田

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
浜田市治和町口1番2	1号
〃 口991番1	2号から4号まで
〃 口2番1	5号及び6号
〃 口1番1	7号及び8号

4(1) 区域の名称 元浜2

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次に結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
浜田市大辻町235番3	1号及び2号
〃 90番4	3号
〃 91番1	4号
〃 128番5	5号

5(1) 区域の名称 福浦西3

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次に結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
浜田市三隅町西河内1016番	1号及び2号
〃 1017番1	3号
〃 1025番4	4号及び5号
〃 1019番2	6号から8号まで
〃 1026番5	9号及び10号
〃 1026番4	11号
〃 1025番	12号
〃 1023番3	13号
〃 954番続1	14号
〃 955番	15号及び16号
〃 1018番	17号

6(1) 区域の名称 下の下

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次に結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
益田市西平原町668番4	1号
〃 667番1	2号
〃 1243番10	3号
〃 1243番11	4号
〃 677番内1	5号
〃 1243番7	6号から8号まで
〃 1243番5	9号

7(1) 区域の名称 高津地方

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次に結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
益田市高津町イ2228番1	1号及び4号
〃 イ2612番1	2号及び3号
益田市高津二丁目イ844番5	5号及び6号

8(1) 区域の名称 赤城2

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次に結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
益田市須子町イ754番1	1号から5号まで及び10号から12号まで
” イ107番1	6号
” イ108番2	7号及び8号
” イ755番6	9号

9(1) 区域の名称 椎山

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次に結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
益田市東町ロ2274番17	1号
” ロ2274番16	2号
” ロ2274番15	3号から5号まで
” ロ2274番1	6号及び7号
” ロ2274番11	8号
” ロ2274番10	9号
” ロ2274番4	10号
” ロ2274番22	11号
” ロ2274番2	12号

10(1) 区域の名称 中津田下

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
益田市津田町1753番1	1号
” 1754番4	2号
” 261番内1	3号
” 1755番	4号
” 1752番	5号
” 1753番6	6号
” 263番3	7号から10号まで

11(1) 区域の名称 栄2

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次に結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
益田市須子町イ109番地先道	1号
” イ109番	2号

”	イ756番3	3号
”	イ756番4	4号
”	イ756番7	5号
”	イ756番6地先道	6号

12(1) 区域の名称 大津通り

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市四見町澄川イ2250番19	1号、7号及び8号
” イ2251番2	2号
” イ2250番3	3号から5号まで
” イ2250番21	6号

公 告

平成30年度島根県各種功労者表彰を行ったので、島根県各種功労者表彰規程（昭和28年島根県告示第490号）第3条第2項の規定により公告する。

平成30年12月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

氏名又は名称	功 績 の 要 旨
竹谷 容子	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
田中 婦美子	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
塩冶 静雄	多年学校教育に従事し私立学校教育の振興に寄与した。
渡部 哲郎	多年行政書士として地方自治の伸展に寄与した。
安部 吉輝	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
家中 隆和	多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
伊藤 博之	多年市収入役を務め地方自治の伸展に寄与した。
大久保 稔	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
景山 源榮	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
桑野 修	多年副町長を務め地方自治の伸展に寄与した。
小島 光郎	多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
竹腰 創一	多年市長及び島根県議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
直良 昌幸	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
難波 俊司	多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
西田 平	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
本田 哲三	多年町長を務め地方自治の伸展に寄与した。
丸山 浩二	多年市監査委員を務め地方自治の伸展に寄与した。
山田 義喜	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
吉井 傳	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
石原 照則	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。

岩本 正行	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
内田 節夫	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
塩野 昭雄	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
仙田 太助	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
竹谷 昭徳	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
小川 律子	多年婦人会活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
荻 保子	多年母子寡婦福祉連合会の活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
長島 千代子	多年J A女性部の活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
佐々木 幸子	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の向上に寄与した。
景山 道隆	多年創作活動に取り組み地域における文化芸術の振興に寄与した。
金築 雨学	多年創作活動に取り組み地域における文化芸術の振興に寄与した。
飯塚 隆	多年島根県自然保護レンジャー等を務め地域における自然保護に寄与した。
佐藤 陽子	多年地域住民の健康増進に努め地域保健の向上に寄与した。
松田 照美	多年地域住民の健康増進に努め地域保健の向上に寄与した。
狩野 卓夫	多年地域医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
狩野 稔久	多年地域医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
須谷 生男	多年地域医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
多久和 豊	多年放射線医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
野坂 裕	多年地域歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
平下 秀人	多年地域歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
山根 一眞	多年動物愛護及び狂犬病予防対策に尽力し保健衛生の向上に寄与した。
大槻 寛長	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
幸治 和政	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
田中 睦次	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
三島 千富美	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
森 奈々子	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
折坂 英紀	多年自死予防対策の推進に努め社会福祉の向上に寄与した。
引野 友子	多年自死予防対策の推進に努め社会福祉の向上に寄与した。
青戸 亨	多年障がい者の自立促進に努め障がい者の福祉向上に寄与した。
木村 道顕	多年保育の増進に努め児童福祉の向上に寄与した。
津村 信隆	多年保護観察対象者の改善更生に努め更生保護の推進に寄与した。
井野地区高齢者クラブ	多年地域を支えるボランティア活動に努め社会福祉の向上に寄与した。
吉永福吉会	多年地域を支えるボランティア活動に努め社会福祉の向上に寄与した。
狩野 幸登	多年後継者の育成と食農教育の推進に努め農業の振興に寄与した。
川島 文夫	多年後継者の育成と食農教育の推進に努め農業の振興に寄与した。
小西 梅子	多年畜産婦人部長として後継者の育成と放牧環境の整備に努め畜産の振興に寄与した。
清水 秋廣	多年後継者の育成に努め地域の活性化と農業の振興に寄与した。
秦 浩恭	多年後継者の育成と食農教育の推進に努め農業の振興に寄与した。
松谷 和夫	多年後継者の育成と地域農業施設の運営に努め農業の振興に寄与した。
山根 盛治	多年農業協同組合の運営と経営基盤の確立に努め農業の振興に寄与した。
池田 裕茂	多年木材業界の指導者として森林資源の活用に努め林業の振興に寄与した。
北脇 努	多年鳥獣の保護と普及啓発活動に努め自然環境の保全に寄与した。

山崎 茂樹	多年商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
石倉 保富	多年建築業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
田原 道人	多年建築業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
松本 洋一	多年管工事業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
石田 和也	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
河原 秀之	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
倉井 正喜	多年学校教育の充実に社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
坂本 逸雄	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
田中 匡倫	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
松島 弘	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
森山 祐次	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
安田 和彦	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
安部 徳則	多年学校教育の充実に社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
鹽谷 法顯	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
陶山 勝	多年学校教育の充実に社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
田中 啓信	多年学校教育と幼稚園教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
石橋 和子	多年園児児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
小池 茂之	多年園児児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
中島 孝晃	多年園児児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
森藤 一明	多年園児児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
松井 小夜子	多年かるた部の外部指導者としてかるた指導に努め社会教育の推進に寄与した。
大谷 静恵	多年地域の安全推進に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
草野 和馬	多年青少年の健全育成と地域の安全推進に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
下森 敦之	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
中尾 利津子	多年青少年の健全育成と地域の安全推進に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
三浦 英俊	多年地域の安全推進に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
出雲警察署管内少年補導 委員連絡会平田支部平田 東地区会	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
江津市少年補導委員連絡 会	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
島後青少年健全育成協力 店会	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年12月11日

- 1 件名及び数量
超音波診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成30年10月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
小西医療器株式会社出雲営業所 所長 佐藤 晋一 出雲市塩冶有原町五丁目59番地
- 5 落札金額
29,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成30年9月21日